

市場メカニズムと気候資金の動向

第46回補助機関会合と第一回（第3部）パリ協定特別作業部会

2017年6月12日

FoE Japan 小野寺ゆうり
foejapan.org



ボン会合での資金に関する議論

資金関係の報告

パリ協定特別作業部会・パリ協定13条透明性枠組み

国別行動の報告と支援国の支援状況報告で先進国・途上国が鋭く対立

資金のアカウンティングルール策定

COP21決定文書パラ57に沿った科学助言補助機関(SBSTA)での交渉。「公的な介入による資金動員」の定義など。パリ協定13条資金透明性での先進国の支援状況報告のベースとなる

適応基金

パリ協定特別作業部会・その他の項目

2020年後の次期資金支援目標(2020年迄に年1000億ドル)

パリ協定特別作業部会で途上国は早急にポスト2020の議論を始めることを要求。再開する協定締約国会合で議論

国連事務局2018-2019年予算

コア予算57百万ユーロの隔年予算に合意。条約分は米国からの拠出(21%)を見込む。日本は9.4%分。議定書予算は日本が国別で最大の約13%

適応基金

- ・ 2001年マラケシュ京都議定書会合(CMP1)で設置。2017年4月までに67カ国、累積4億ドル、530万人を支援
- ・ クリーン開発メカニズム事業収益の2% (CER)が主な原資+政府等の寄附
- ・ 支援する適応事業は農業、沿岸部の適応、防災、食糧安全保障、水資源管理、農村・都市開発の適応など
- ・ 25の国別実施機関(NIE)を通じコミュニティ、自治体レベルで直接基金に申請することが可能
(ダイレクトアクセス)

途上国での適応事業

2014年 年225億ドル

2030年 最大3000億ドル

(国連環境計画見積り)

損失及び被害支援は含まない



- ・ マラケシュ会合(CMP12)で2018年からパリ協定下で機能することを決定した。ガバナンス、運用モダリティとセーフガードの見直しが条件
- ・ 5月のパリ協定特別作業部会で11月の京都議定書会合と再会パリ協定会合で適応基金が両条約下で運用を行う旨の決定を求めているが、マラケシュ決定文書文言の法的解釈で先進国、国連事務局と対立

市場・非市場国際制度／メカニズム

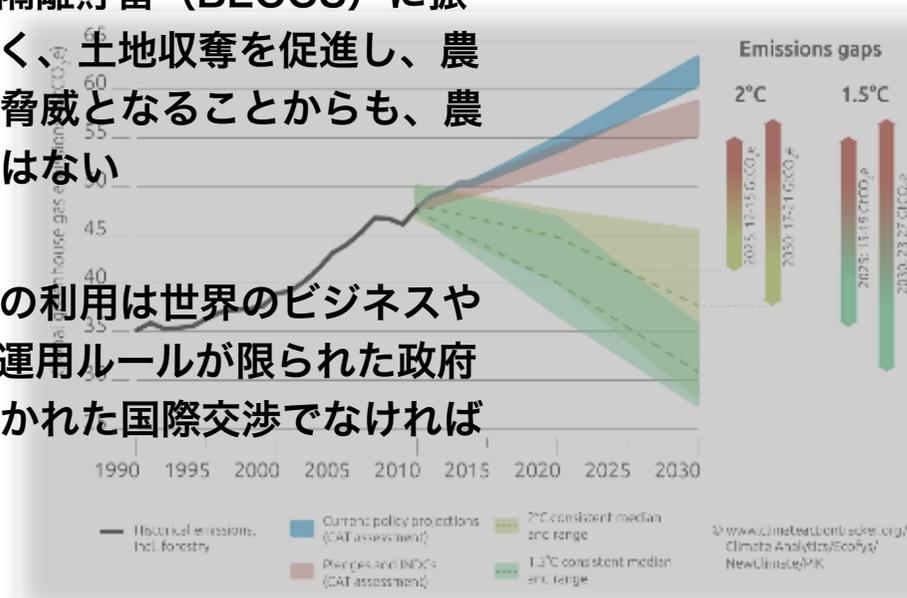
- ・ パリ協定6条及びパリCOP決定文書パラ36-40を基に補助機関(SBSTA)で議論
- ・ 国別貢献(NDC、2025若くは2030年までの行動計画)を提出した国の半数前後が何らかの市場メカニズム導入を含めている
- ・ 3つの課題
 - ❖ 国際的に移転される緩和の成果(ITMO)
 - ❖ 国際的な緩和に貢献し持続可能な開発を支援する制度（メカニズム）
 - ❖ 非市場の取組み（ワークプログラム）
- ・ ボン会合冒頭に政府交渉官のみの円卓会議を開催。その後の交渉は「利害衝突」を理由にベネズエラなどが公開に反対し密室の交渉となった
- ・ 将来の文書ベースの交渉の目次的ファシリテーターのノートが課題別に作成されたが、11月の交渉に使われるかは不明
- ・ 10/2迄に国別意見提出、COPで再度円卓会議を予定
- ・ パリ協定特別作業部会の国別貢献(4条) や透明性報告(13条) の議論と重なり連携しているので、これら異なる交渉部分との連携の整理も重要
- ・ この交渉の遅れが2018年採択を目指すパリ運用ルール全体のスケジュールに影響を与える懸念がある

具体的な論点の（ほんの一部の）例

- 6条の制度は各国の国別貢献を上回る排出量削減をもたらす？逆に、純オフセットは認められるのか？
- 国際的に移転される緩和の成果(ITMO) は市場メカニズムを意味するのだろうか？
- 共通な国際アカウンティングルールをITMOにも適用？国別貢献を定量化する？国連によるより厳しい制度と運用の審査（ガバナンス、適格性）？
- ITMOや国際メカニズムでダブルカウントを防ぐ方法仕組み？
- ITMOと国際メカニズムの関係？ITMOの国際セーフガードほか基準を設けるか、或いは重複カウント防止のアカウンティングルールのみでよいのか？
- ICAOなどで検討されている協定外の制度とのリンク、重複カウント防止？
- 取引される削減量のキャンセルか保守的なベースライン想定か？
- 国際取引量に一定の制約（補完性）を課すか？削減量の一部を適応の国際支援の原資とするかどうか？など
- 議定書クリーン開発メカニズム(CDM)の運用基準、モダリティ、事業を引き継ぐか、別のメカニズムなのか？CDMは2020年までで廃止なのか？
- 非市場制度で2020年までの専門家プロセスの成果を実施する？

国際炭素市場制度のリスクは大きい

- ・ 議定書CDMの追加性は実現されず、案件の大半は排出量の増大を招いた教訓がある。1.5°C目標のためには 各国の野心の実質的な引き下げにつながる国際オフセットの禁止を
- ・ とりわけ途上国の農地や森林など土地収奪をさらに悪化させる国際炭素市場制度から土地利用活動は除外されるべき。森林破壊により失われた自然生態系の回復には大きなポテンシャルがあり、国連緑気候基金など公的資金で支援を
- ・ IPCCの将来予測シナリオでは、2°C未満目標達成のために世界の既存の穀物生産地の1/3から倍の土地をバイオエネルギーと炭素隔離貯留（BECCS）に振り向ける想定をしている。非現実的であるだけでなく、土地収奪を促進し、農業が主産業の途上国の食糧と職の安全保障に大きな脅威となることから、農業・森林セクターが国際炭素市場に含まれるべきではない
- ・ パリ協定に盛り込まれたグローバルな国際炭素市場の利用は世界のビジネスや市民、先住民族などに大きな影響をもたらす。その運用ルールが限られた政府利権のみで決められるべきではなく、市民社会に開かれた国際交渉でなければならない



FoE Japan 小野寺ゆうり
yurio@iea.att.ne.jp
